健／令05-11　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和６年１月２９日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

　**「健康保険証」の廃止について**

　　マイナンバー法改正法の施行期日に関する政令が公布され、令和６年１２月２日に

現行の健康保険証は廃止となります。

今後は、原則マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）で医療機関等

を受診するようになりますので、詳細を別紙のとおりお知らせいたします。

　　マイナンバーカードの取得および健康保険証利用の紐づけ登録は、義務ではありませんが、マイナ保険証の利用を国が推進しており、医療機関等の受診では今後主流となりますので、取得と紐づけ登録をお願いいたします。

　　既に登録済みの方は、積極的にご利用ください。

　　マイナ保険証を利用することで、高額医療の「限度額適用認定証」の発行が不要になります。申請や更新時に書類の提出がなくなりますので、是非ご使用ください。

以　上

担当　吉田（TEL：03-3283-5107）